

「町民」の論点整理

第5章 町民

1. 町民の権利

(町民の権利)

町民は、行政サービスを受ける権利を有します。

- 2 町民は、地方自治法に定めるところにより、町民の代表を選ぶ権利、条例の制定、改正又は廃止等の直接請求を行う権利その他の権利を有します。
- 3 町民は、町政に参加する権利を有します。
- 4 町民は、町政に関する情報について知る権利を有します。

* とりあえず仮置き

【専門部会では】

- ・条文案で規定している4項目の他に、「学ぶ権利」や「意見を表明し、提案する権利」等についても町民の権利として規定すべきだという意見がありました。
- ・認められる権利を全て具体的に規定することで、町民が読んだときに理解しやすいというメリットもありますが、後述の「町民の役割」とのバランスを考慮すると項目数を増やさない方が良くと考え、全4項で規定しました。
- ・なお、「学ぶ権利」は第1項の「行政サービスを受ける権利」、「意見を表明し、提案する権利」は第3項の「町政に参加する権利」に含まれると解釈できます。

2 町民の役割

(町民の役割)

町民は、自治の主体であることを認識し、自治を推進するために、主体的かつ積極的に町政へ参加することに努めます。

2 町民は、町政へ参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つよう努めます。

3 町民は、行政サービスを受けるために、応分の負担を負うものとします。

4 町民は、美瑛町特有の景観や自然豊かな郷土を守り育て、持続可能なまちづくりへ取り組むことに努めます。

*とりあえず仮置き

【専門部会では】

・「町民の権利」との関係性を重要視した意見が多く、役割(義務)を果たしてこそ権利を主張できることを明確にするべきという声がありました。町政への参加や行政サービスについては、「町民の権利」、「町民の役割」の双方で言及しています。また、項目数についても同数程度で設定しています。

・本条例が長期にわたって運用されることを鑑み、町の将来像やSDGs(持続可能な開発目標)の観点からも条文を考えるべきという意見があったことから、第4項を設けました。

・タイトルについては、「町民の役割」と「町民の責務」が候補となりましたが、柔らかいイメージの表現であるとして「役割」を支持する意見が多く、また、条文案についても大きな負担を課すような内容ではないので、「町民の役割」として設定しました。

3 子どもの権利

(子どもの権利等)

子どもは、より良い環境の中で健やかに育つ権利を有します。

- 2 子どもは、地域社会の一員として、町政に参加する権利を有します。
- 3 大人は、子どもの権利が保証されるよう必要な支援を行うよう努めます。

*とりあえず仮置き

【専門部会では】

- ・「子どもの権利」を「町民の権利」とは別に規定する必要性について議論されました。
- ・前段で定められている「町民の権利」については、第1章総則で定義されている「町民」(町内に住所を有する人、町内で働き又は学ぶ人及び事業活動その他の活動を営む人又は法人若しくは団体)が対象となっており、この定義に該当する「子ども」においても、同様の権利が認められています。
- ・専門部会では、将来の自治の担い手となる「子ども」に、町政への参加に興味を持ってもらいたい、より良い環境の中で安全かつ健康的育ってほしい、等の意見が上がりました。
- ・一方で、「子どもの権利」について規定するのであれば、単独の条項ではなく、「町民の役割」として「子供の権利を保障するよう必要な支援に努める」と規定する方が、条例の構成上バランスが良いという意見もありましたが、最終的に「子どもの権利」の章を単独で設けて、メッセージ性を強調することとしました。
- ・また、子どもが本項を読んだときに、自身の権利を保障する内容であることを理解しやすいように、あえて「子ども」という用語を使用しています。
- ・なお、「子ども」という表現については、全章の議論が終了した時点で、第1章総則において用語の定義が必要か検討を行う予定です。専門部会では、「子ども」の対象年齢についてあえて規定しないことで、「子ども」と等しく権利を認めることがふさわしい人へも必要な支援を行うことができるという意見がありました。

また、1989年11月20日に国連総会で採択されている「児童の権利に関する条例」における「児童」の定義を参考にするという意見がありました。

4 事業者の役割

(事業者の役割)

事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的役割を認識し、地域社会との調和を図り、地域社会の発展のために寄与するよう努めます。

*とりあえず仮置き

【専門部会では】

- ・事業者は第1章総則で「町民」の定義に含められるため、規定しなくてもいいという意見もありましたが、事業者は自治の実現のために果たす役割が大きいことから、「事業者の役割」についても明確に規定するべきと考えました。
- ・事業者と自治の関係については、事業者が営業活動を行いながら、可能な範囲で自治の推進に協力することが重要であると考えたため、最低限の内容で規定しています。